

## 弥富市飲食店等創業支援金交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内で新たに飲食店等を創業する者に対し、予算の範囲内で弥富市飲食店等創業支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、弥富市内の商工業の振興及び賑わいをもたらすことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食店等 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 新築又は空き店舗等の建築物を利用した飲食店である場合

イ 移動販売車を利用した飲食店である場合

(2) 創業 次に該当する場合をいう。

個人又は法人が、市内において新たに飲食店等を開始する場合

(3) 年度 4月1日から翌年3月31日をいう。

### (支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象者となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 飲食店等を創業する個人又は法人

(2) 創業に要する経費が200万円以上（200万円以上の物件費用を新たに要した個人又は法人）であること

(3) 弥富市商工会の会員であること。なお、移動販売車（キッチンカー）による支援対象者は、弥富市商工会キッチンカー委員会に属すること

(4) 創業を開始してから3年以上継続して飲食店等を営む見込みである個人又は法人

(5) 該当する住所地において納付すべき住民税に未納がない個人又は法人（法人の場合は代表者も含む。）

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っていない個人又は法人

(7) 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力

団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者であり、また規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が事実上関与していない個人又は法人

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項から第13項に規定する風俗営業に該当しない創業である個人又は法人

(9) 公序良俗に反しない事業である個人又は法人

(10) その他市長が適切と認める個人又は法人

(支援金対象経費等)

第4条 支援金交付の対象となる経費は、創業の際に必要な経費で、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 店舗用地取得費用

(2) 店舗の取得・増改築費用

(3) 移動販売車の車両購入・改装費用

(4) 設備・備品購入費用(取得価額が10万円以上のもの)

(支援金の交付額等)

第5条 支援金の交付額等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支援金の交付額は、支援対象者1事業所につき50万円とする。

(2) 支援金の交付回数は、支援対象者1事業所につき1回とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援対象者は、弥富市飲食店等創業支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、創業した年度末日までに弥富市商工会窓口を通じ、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 誓約書兼同意書(第3号様式)

(3) 住民票の写し(個人の場合)

(4) 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)

(5) 飲食店営業許可証の写し

(6) 創業場所及び車両保管場所の位置図(縮尺=1/2,500)

(7) 創業物件の平面図・立面図

(8) 創業物件及び車両の完成写真(2方面からの内装及び外装)

- (9) 自動車検査証の写し（移動販売車の場合）
  - (10) 創業に要した経費が確認できる支払明細書及び領収書の写し
  - (11) 申請者と同一名義の振込先の口座のわかる通帳の写し
  - (12) 店舗等が賃貸物件の場合は賃貸契約書の写し
  - (13) 住民税の未納がないとする証明書
- （支援額の決定・交付）

第7条 市長は、支援対象者から申請があった場合は、申請書の内容を確認のうえ、速やかに弥富市飲食店等創業支援金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）を支援対象者に通知するものとし、その後、支援対象者に対し支援金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第8条 市長が、次の各号のいずれかに該当する支援対象者であると認めたときは、弥富市飲食店等創業支援金不交付決定通知書（第5号様式）（以下「不交付決定通知書」という。）により、決定通知書を取り消すことができるものとし、これによる支援対象者は、すでに交付を受けた支援金の全部について、市に返還をしなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 誓約事項に違反したとき
- (3) 偽りその他、不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (4) その他市長が不適切と認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき不交付決定通知書により交付の取り消しとなった支援対象者に対し、弥富市飲食店等創業支援金返還通知書（第6号様式）により期限を定めて支援金の返還を命ずることができるものとする。

（事業状況の報告）

第9条 支援金の交付を受けた者は、交付を受けた年度以降、毎年度3年間、当該年度末日までに弥富市飲食店等創業支援事業状況報告書（第7号様式）に次の各号に示す書類を添え市長へ提出しなければならない。

- (1) 所得税法に基づく直近の確定申告書の写し（個人の場合）
- (2) 直近の事業年度に係る決算報告書の写し（法人の場合）

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。